

第10回入善町農業委員会議事録

平成24年5月1日午後1時30分から第10回入善町農業委員会が4F全員委員会室で開催された。

委員定数 18名 委員現在数 18名

出席委員 15名

1番 綿利秋	2番 中島茂樹	3番 泉征幸	4番 長田昭
5番 小澤吉孝	6番 福澤満夫	7番 寺崎敏明	8番 鍋嶋太郎
9番 眞岩確成	11番 窪野俊和	12番 酒井良博	13番 小森幸久
14番 高見敏明	15番 佐藤一仁	18番 若島せつ子	

欠席委員 3名

10番 舟見友憲	16番 米山義隆	17番 福島信子
----------	----------	----------

本会議に、議案の説明のため出席した者の職、氏名は次のとおり。

入善町農業委員会	事務局長	竹島秀浩
入善町農業委員会	主幹	横山国昭
入善町農業委員会	主任	上田安彦
入善町農業委員会	主事	田中優子
入善町農業委員会	主事	小林和輝

議事日程及び本日の会議に付した案件は次のとおり

日程第1	会期及び議事日程の件
日程第2	議事録署名委員決定の件
日程第3	議案第30号 農地法第5条の規定による意見進達について
日程第4	議案第31号 事業計画変更の申請による意見進達について
日程第5	議案第32号 農用地利用集積計画の決定について
日程第6	議案第33号 入善町農業委員会の平成23年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）並びに平成24年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）の決定に関する件について

議長（鍋嶋 太郎）

皆さん、お疲れ様です。本日は、大変天候に恵まれ、農作業に適した日です。午前中、私は代掻きをしておりました。昨日、富山市方面からの帰りに滑川市を通ったのですが、もう田植えが始まっておりました。4月中旬は寒かったので、作付けが心配でしたが、田植えシーズンになったようです。

さて、先月の農業委員会で大井委員が退任されました。後任として、入善土地改良区の高見さんが、農業委員に選任されました。住所は小杉地区であり、柵山地区の農業委員が2人になりました。では、高見委員、一言お願いします。

高見委員

入善土地改良区の高見です。前任の大井委員から農業委員の職を引き継ぐことになりました。まだまだ前任の大井委員には及びませんが、皆様のご指導、ご鞭撻をいただきながら精進していきたいと思

いますので、よろしく申し上げます。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは第10回入善町農業委員会を始めたいと思います。順序に従いまして日程第1、会期及び議事日程の件を議題といたします。会期を本日1日限りとし、日程は第1より第6終了までといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員 「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしとの発言がありますので、会期を本日1日限りとし、日程は議事終了までと決定いたします。

―― 議事録署名委員決定の件 ――

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第2、議事録署名委員決定の件を議題といたします。1番綿委員と3番泉委員に決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員 「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしとの発言がありますので、ご両名に決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第3、議案第30号、農地法第5条の規定による意見進達についてを議題といたします。また、議案第30号の申請番号2番は、日程第4、議案第31号、事業計画変更の申請による意見進達についてと内容が関連しているため、同時に日程第4、議案第31号も議題といたします。事務局から朗読と説明をお願いいたします。

事務局

議案第30号、農地法第5条の規定による意見進達について。次のとおり許可申請があったので審議を求めます。今回は3件の申請があります。

まず、申請番号1番、申請地は、高島〇〇、台帳地目は田、現況地目は宅地、面積は321㎡です。譲渡人は入善町高島〇〇番地の〇〇さん、譲受人は同じく入善町高島〇〇番地の〇〇さんです。転用の目的は作業場敷地、転用形態は使用賃借権の設定です。

申請者の〇〇さんは、長年大工として町内の工務店に勤務していましたが、定年退職を機に自分で大工工事の請負を行うことを計画しており、自宅敷地に隣接している父所有の申請地を借り受け、作業場建設の計画をたてたことから今回の転用申請となりました。

建築面積64.36㎡の作業場と作業用車両の駐車敷地として申請面積の321㎡は広目ですが、申請地が既存住宅敷地と町道に挟まれた狭小な土地なため、残地を農地として利用することが困難なことから、敷地全体の転用は妥当な計画と思われます。

国が農地法の事務処理上の留意点等を示す技術的指導として制定した「農地法の運用について」の中で示されている農地転用の許可基準に照らし合わせれば、申請地の農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、良好な営農条件を備えている農地・第1種農地であると判断します。

第1種農地の転用は原則不許可となっていますが、転用目的が作業場敷地であり、運用通知第2の1の(1)のイの(イ)のcの(d)による、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」の項目に適合すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題がないと考えます。

用地の選定に当たっては、申請者の自宅から約 100m 以内の範囲で探してみましたが、申請地以外には当該目的を達成できそうな農地以外の土地や第 2 種・第 3 種農地は存在しないことから、農地の代替性について申請地は適当であると考えます。

申請地は、平成 7 年 8 月 9 日に農振農用地から除外されており、隣接耕作者は存在せず、入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

なお、申請者が農地法を熟知していなかったため、農地転用の許可を得ないまま一部を宅地造成してしまったことから、今回は始末書を添付しての申請となっています。

次に、申請番号 2 番、申請地は、梶山〇〇-〇〇、梶山〇〇-〇〇、台帳地目はともに田、現況地目はともに雑種地、面積は合計 2,059㎡です。譲渡人は新潟県糸魚川市大字〇〇〇〇番地の亡〇〇相続財産管理人〇〇さん、譲受人は入善町青島〇〇番地の〇〇さんです。転用の目的は資材置場敷地、転用形態は所有権移転です。

申請者の〇〇さんは、自身が経営する建設会社の事業拡大に伴い、自宅敷地に隣接した農地を資材置場に転用しようとしたのですが、ほ場整備除外地であり、換地処分されていないため農振除外や農地転用が困難なことから、近隣で資材置場となる適当な土地を探していたところ、当該申請地を資材置場として使用する計画としたことから、今回の転用申請となりました。

国の転用許可基準に示されている許可要件としては、申請地の農地の区分は、おおむね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、良好な営農条件を備えている農地・第 1 種農地であると判断します。

第 1 種農地の転用は原則不許可となっていますが、転用目的が資材置場敷地であり、運用通知第 2 の 1 の (1) のイの (イ) の c の (d) による、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活に必要な施設で集落に接続して設置されるもの」の項目に適合すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題がないと考えます。

用地の選定に当たっては、申請地の他には周辺に当該目的を達成できそうな農地以外の土地や第 2 種農地、第 3 種農地は存在しないことから、農地の代替性についても申請地は適当であると考えます。

申請地は平成 6 年 2 月 21 日に農振除外済みであり、隣接耕作者の同意書及び、入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

なお、当該申請地は、平成 6 年 3 月 30 日に庭石置場、庭石展示場及び一般住宅敷地として農地転用の許可済みであり、土地の造成が完了し所有権移転登記まで済んでいます。更地のまま利用していない状況でしたので、今回、事業計画変更申請もあわせて行っています。

それではここで、議案第 30 号の申請番号 2 番に関連がありますので、先に、議案第 31 号を説明させていただきます。

議案第 31 号、事業計画変更の申請による意見進達について。次のとおり、事業計画変更の申請があったので審議を求めます。2 件の申請がありますが、どちらも議案第 30 号の申請番号 2 番に係るものです。

まず、申請番号 1 番。変更前ですが、譲渡人が入善町入膳〇〇番地の〇〇さん、譲受人が新潟県西頸城郡〇〇町大字〇〇〇〇番地〇〇さん、農地の所在地は、梶山〇〇-〇〇、台帳地目、現況地目ともに田、計 1 筆 面積は 1,561㎡で、転用目的が庭石置場、庭石展示場でした。

変更後は、譲渡人は新潟県糸魚川市大字〇〇〇〇番地 亡〇〇相続財産管理人〇〇さん、譲受人が入善町青島〇〇番地、〇〇さん、農地の所在地は同じ、台帳地目は田、現況地目は雑種地、計 1 筆 面積は 1,561㎡で、転用目的は資材置場敷地です。

次に申請番号 2 番、申請者は申請番号 1 番と同一です。変更前ですが、農地の所在地は、梶山〇〇-〇〇、台帳地目、現況地目ともに田、計 1 筆 面積は 498㎡で、転用目的が一般住宅敷地でした。

変更後は、農地の所在地は同じ、台帳地目は田、現況地目は雑種地、計 1 筆 面積は 498㎡で、転用目的は資材置場敷地です。

2件ともに平成6年3月30日付けで農地法第5条の許可済みであり、土地造成工事が完了済みでありましたが、申請人の〇〇さんの死亡により計画が中止となり、その後、長期間放置されていた土地です。

今回、この2筆の合計面積2,059㎡を、譲渡人 亡〇〇相続財産管理人〇〇さん、譲受人〇〇さんとし、転用目的を資材置場敷地として、事業計画変更の申請がされております。

既に転用許可が出ている敷地を、その転用許可の目的とは異なる目的で活用する場合には、過去の転用許可に対する事業計画変更の申請をし、許可を得た上でなければ、新たな目的で転用許可を受けることができないことから、農地法第5条の規定に基づく転用許可申請と併せて、本案件が付議されています。

それでは、議案第30号に戻ります。

最後、申請番号3番、申請地は、一宿〇〇-〇〇、台帳地目、現況地目は全て田、面積は711㎡です。譲渡人は入善町一宿〇〇番地の〇〇さん、譲受人は石川県金沢市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号の〇〇株式会社北陸支店です。転用の目的は一時転用、仮設駐車場敷地、転用形態は賃貸借権の設定です。

申請者の〇〇株式会社北陸支店は、来年7月までの工期で、町内の北陸新幹線建設工事のレール設置工事を請負っており、今回、申請地に隣接した場所に工事用進入通路があり、工事の効率化のため、この通路から出入りして作業を行うために、作業員や資材運搬車両の駐車場を確保する必要があることから、仮設駐車場敷地として一時転用の計画となりました。

国の転用許可基準に示されている許可要件としては、申請地の農地の区分は、農業振興地域の整備に関する法律第8条第1項の規定により市町村が定める農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき土地として定められた土地の区域内、農用地区域内にある農地です。

農用地区域内にある農地の転用は、原則として許可をすることができませんが、転用目的が「北陸新幹線建設工事に伴う仮設駐車場としての一時利用」であり、運用通知第2の1のアの(イ)のcによる、「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うもの」の項目に適合すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題がないと考えます。

農地の代替性に関しては、北陸新幹線建設工事に伴う仮設駐車場敷地という特性上、適地としての地域が極端に限定され、他の土地ではできないと認められることから、「当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要である」と認められ、申請地は適当であると考えます。

隣接耕作者は申請者本人であり、入善土地改良区の同意内容での意見書および、土地賃貸借契約書(案)が添付されています。

また、14ヶ月間の工事期間完了後に農地を原状回復することから、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすことのない一時的な利用に該当すると判断できることから農振除外の必要はありません。

以上、議案第30号、農地法第5条の規定による意見進達についてが3件の申請、議案第31号、事業計画変更の申請による意見進達についてが2件の申請です。よろしく申し上げます。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、現地の確認を行った委員から補足説明をお願いします。

長田委員

申請番号1番の確認をしました。農振除外まで済んでいますが、農地転用をせずに利用していたとのこと。現場は、一部、既にコンクリートで造成し駐車場のよう利用されており、残りは畑として利用されていました。今回、作業場を建てるため、きちんと農地法の手続きをとるとのことですので、問題ないと考えます。

議長（鍋嶋 太郎）

申請番号2番については、私が確認しました。事務局の説明のとおりですが、資材置場にしようとした土地が基盤整備のされていない農地で転用できなかったため、近隣を探したところ、たまたま申請地を発見したということです。

申請地は、住宅敷地等として転用許可済みでしたが、しばらく利用されず、そのうち建築基準法の改正により、要件を満たした道路に面していないということで、住宅は建築できない土地になってしまいました。そこで今回、申請者が買い受けて、資材置場として利用することにしました。現況は、農地として利用されておらず、農地に復旧することは困難な状態になっており、「資材置場」に事業計画変更して転用することは妥当であると考えます。

福澤委員

申請番号3番について、現場を確認しました。小摺戸地区では新幹線の工事が進んでおり、現在は、雨水の配水管の工事をしているとのこと。申請地は、工事のための一時的な駐車場として利用し、工事が終われば現状に復帰するという一時転用ですので、問題ないと考えます。工事責任者の方とも直接会って話をし、しっかりと農地に復旧してもらうよう伝えました。復旧したら、農業委員会にも報告するとのこと。です。

議長（鍋嶋 太郎）

では、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

（質問・意見なし）

議長（鍋嶋 太郎）

特に意見がないようでしたら、以上の議案第30号3件及び議案第31号2件について採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしの声によりまして、採決を行います。議案第30号、農地法第5条の規定による意見進達について及び、議案第31号、事業計画変更の申請による意見進達についてを、原案どおり県知事へ進達することに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり県知事に進達することに決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第5、議案第32号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局から朗読と説明をお願いいたします。

事務局

議案第32号、農用地利用集積計画の決定について。入善町から提出になった農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、その決定を求めます。平成24年5月1日提出、入善町農業委員会会長、鍋嶋太郎。今回は12件の申請です。

まずは新規の利用権設定です。

申請番号1番。青木〇〇、青木〇〇、青木〇〇、青木〇〇、地目はすべて田、計4筆で合計面積8,389㎡、貸付人は入善町青木新〇〇番地の〇〇さん、借受人は入善町福島〇〇番地〇〇の農事組合法人〇〇、借賃は10aあたり17,000円で期間は10年です。

申請番号2番。青木〇〇、青木新〇〇、青木新〇〇、青木新〇〇、青木新〇〇、地目はすべて田、計5筆で合計面積10,224㎡、貸付人は入善町青木新〇〇番地の〇〇さん、借受人は入善町福島〇〇番地〇〇の農事組合法人〇〇、借賃は10aあたり17,000円で期間は10年です。

申請番号3番。小摺戸〇〇-〇〇、小摺戸〇〇、小摺戸〇〇-〇〇、小摺戸〇〇、小摺戸〇〇-〇〇、地目はすべて田、計5筆で合計面積14,326㎡、貸付人は入善町小摺戸〇〇番地の〇〇さん分〇〇さん外、借受人は入善町小摺戸〇〇番地の農事組合法人〇〇、借賃は10aあたり16,700円で期間は10年です。

申請番号4番。小摺戸〇〇-〇〇、地目は田、計1筆で面積は3,100㎡、貸付人は入善町小摺戸〇〇番地の〇〇さん、借受人は入善町小摺戸〇〇番地の農事組合法人〇〇、借賃は10aあたり16,700円で期間は10年です。

申請番号5番。小摺戸〇〇-〇〇、小摺戸〇〇-〇〇、小摺戸〇〇-〇〇、小摺戸〇〇-〇〇、浦山新〇〇、浦山新〇〇、浦山新〇〇、浦山新〇〇、地目はすべて田、計8筆で合計面積14,630㎡、貸付人は入善町小摺戸〇〇番地の〇〇さん、借受人は入善町小摺戸〇〇番地の農事組合法人〇〇、借賃は10aあたり16,700円で期間は10年です。

申請番号6番。若栗新〇〇、福島〇〇、福島〇〇、地目はすべて田、計3筆で合計面積3,569㎡、貸付人は入善町福島〇〇番地の〇〇さん、借受人は入善町福島〇〇番地〇〇の農事組合法人〇〇、借賃は10aあたり17,000円で期間は10年です。

申請番号7番。若栗新〇〇-〇〇、福島〇〇、福島〇〇、地目はすべて田、計3筆で合計面積7,251㎡、貸付人は入善町福島〇〇番地の〇〇さん、借受人は入善町福島〇〇番地〇〇の農事組合法人〇〇、借賃は10aあたり17,000円で期間は10年です。

申請番号8番。福島〇〇、福島〇〇-〇〇、福島〇〇、福島〇〇、福島〇〇、福島〇〇、福島新〇〇-〇〇、地目はすべて田、計7筆で合計面積18,426㎡、貸付人は入善町福島〇〇番地の〇〇さん、借受人は入善町福島〇〇番地〇〇の農事組合法人〇〇、借賃は10aあたり17,000円で期間は10年です。

申請番号9番。上飯野〇〇-〇〇、上飯野〇〇-〇〇、上飯野〇〇-〇〇、福島〇〇-〇〇、福島〇〇-〇〇、福島〇〇、地目はすべて田、計6筆で合計面積6,986㎡、貸付人は入善町福島〇〇番地〇〇の〇〇さん、借受人は入善町福島〇〇番地〇〇の農事組合法人〇〇、借賃は10aあたり17,000円で期間は10年です。

申請番号10番。青木新〇〇、青木新〇〇、青木新〇〇、青木新〇〇-〇〇、青木新〇〇、青木新〇〇、青木新〇〇、青木新〇〇-〇〇、青木新〇〇、青木新〇〇-〇〇、地目はすべて田、計10筆で合計面積29,677㎡、貸付人は入善町青木新〇〇番地の〇〇さん、借受人は入善町福島〇〇番地〇〇の農事組合法人〇〇、借賃は10aあたり17,000円で期間は10年です。

続いて更新の利用権設定です。

申請番号11番。小摺戸〇〇-〇〇、地目は田、面積は2,005㎡で、貸付人は入善町小摺戸〇〇番地の〇〇さん、借受人は入善町小摺戸〇〇番地の農事組合法人〇〇、借賃は10aあたり16,700円で期間は3年です。

申請番号12番。福島新〇〇、福島新〇〇、地目はすべて田、計2筆で合計面積6,359㎡、貸付人は入善町福島新〇〇番地の〇〇さん、借受人は入善町福島〇〇番地〇〇の農事組合法人〇〇、借賃は10aあたり17,000円で期間は10年です。

以上、新規10件及び更新2件で計12件です。よろしくお願ひします。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。

福澤委員

たまたまでしょうけど、今回の利用権設定の耕作者は、全て小摺戸地区になっていますね。

議長（鍋嶋 太郎）

今回の申請は、もう「人・農地プラン」の農地集積協力金の該当にならないのですよね。

事務局

今年度の営農が始まってしまいましたので、平成24年産分から離農するための利用権設定は、もう農地集積協力金の対象になりません。

若島委員

申請者の中には、家族が農協に勤めている方もいらっしゃいますから、協力金の制度については、周知されていると思いますが。

事務局

今回の利用権設定の受け手である、どの集落営農組合も、農協の指導を受けながら申請を行っているので、制度についてはしっかりと把握していると思います。

それにも関わらず、協力金の対象にならない利用権設定をするのは、既存の組合員と新規の組合員の間で不公平感が生じないように、組合が配慮しているからのようです。

酒井委員

集落営農組合の代表の方から伺ったのですが、既に組合員になっている方とこれから組合員になる方で、協力金がもらえたりもらえなかったりするの是不公平になるので、既存の組合員に配慮して、新規組合員に説明した上で、あえて協力金の対象にならない利用権設定としているそうです。

福澤委員

農地集積協力金と言えば、経営転換協力金の交付を受けるには、農業用機械の処分などの要件を満たさなくてはいけないのですよね。

議長（鍋嶋 太郎）

農業用機械の処分要件は、ほぼなくなりました。「地域全体としての機械コストを小さくする観点から検討することが望ましい」という表現になっています。

寺崎委員

当初は、農業用機械は全て無償で譲渡するという要件だったのが、しばらくして、豪雪地域についてはトラクターは例外として所有が認められ、今度は農業用機械の処分要件自体が緩和されたということで、だいぶ要件が変更されましたね。

議長（鍋嶋 太郎）

農業用機械の処分という要件が、地域の実情に合っていなかったため、いろいろと意見が出て改正されたようです。実情に合っていないといえば、農地利用集積円滑化団体に白紙委任しなければならない、という要件も、実情に合っていないように思います。農業委員会に意見を求めて町が決定した農用地利用集積計画ですから、相対の利用権設定でも対象としてよいのではないのでしょうか。これについても、もう少し議論する必要があると思います。

事務局

今の話に出ました、農業用機械の処分要件の撤廃については、農協の広報と合わせてお知らせを配布する予定です。人・農地プランが4月に策定されたことも、合わせてお知らせしたいと考えています。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、他にご意見等はございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第32号、農用地利用集積計画の決定についてを、原案どおり決定することに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。よって、本案件は原案どおり決定することといたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第6、議案第33号、入善町農業委員会の平成23年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）並びに平成24年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）の決定に関する件についてを議題といたします。事務局から朗読と説明をお願いいたします。

事務局

議案第33号、入善町農業委員会の平成23年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）並びに平成24年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）の決定に関する件について、農林水産省経営局長通知「農業委員会の適正な事務実施について」（平成21年1月23日20経営第5791号）に基づき、平成23年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）並びに平成24年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）を、別紙のとおりとすることについて、当委員会の決定を求める。平成24年5月1日提出、入善町農業委員会会長鍋嶋太郎。

農業委員会活動の公平性や透明性が求められるようになったことから、毎年、前年度の農業委員会活動の点検・評価と、新年度の活動計画を作成し、これを公表することになっています。

流れとしては、2月までに案を作成し、3月の農業委員会で審議した案を町のホームページなどで30日以上の間、公表します。そして、地域の農業者等から意見や要望を募集し、その意見を踏まえて最終的にまとめたものを、5月の農業委員会で決定し、決定したものを再びホームページなどで公表する、という流れになります。

3月の農業委員会で、今回の議案と同様の平成23年度の点検・評価案、平成24年度の活動計画案を審議していただいています。3月の農業委員会では、これらの案を公表することについて決定をいただいたところです。これを受け、町のホームページにおいて、3月12日から4月12日までの1ヶ月間公表し、住民の皆さんからの意見を募集しました。その意見を盛り込んだものが、今回の議案書12ページからの点検・評価案及び活動計画案となっています。今回は、意見を募集した結果をもとに最終的にまとめたこれらの案を、決定していただきたいと思えます。

意見募集の結果としては、議案書の一番最後のページにありますが、地域の農業者等からの意見はありませんでした。寄せられた御意見等の総数は0件、全て「該当なし」となっています。意見がありませんでしたので、点検・評価、活動計画の中の、「地域の農業者等からの意見等」の欄は、「計0件」となっています。そのため、一番下の「評価の決定」や「目標及び活動計画」は、「評価の案」と「目標案及び活動計画案」の部分そのまま記載しています。

結果として、3月に皆さんに審議していただいた案のままとなっており、このとおり決定してよろしいか、ということで審議をお願いします。

そして、今回決定されて完成となりますと、再び町のホームページで公表されるということになります。よろしくお願ひいたします。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

米山委員

活動の点検・評価、活動計画については、意見がなく、前回のとおりでということで、問題ないと思います。

ところで、点検・評価の中に、遊休農地に関する項目がありましたが、最後に0.4haだけ残った耕作放棄地について、ずっとこのままだと問題ですね。

議長（鍋嶋 太郎）

農地への復旧には費用の問題が出てきますから、時間をかけて解決の道を探っていくしかないですね。担当地区の委員さんには、ご苦労かけますが、根気強く働きかけていきましょう。

耕作放棄地の数字には、表れていませんが、最近、耕作放棄地になりそうな不作付地があるように思っています。こういった土地は、「耕作放棄地」とは定義されないのでしょうか。

竹島事務局長

県の調査・報告上は、そのような農地は「不耕作地」や「自己保全管理農地」という扱いとしています。耕作はされていませんが、草刈などして管理されている農地として、まだ「耕作放棄地」とは扱っていません。

福澤委員

遊休農地の話が出ましたので、0.4ha残った蛇沢地区の耕作放棄地について、解消に向けて、現在どのように取り組まれているか、聞かせていただけませんか。

事務局

今年の2月に所有者に対し、農地法第30条第3項の規定に基づく指導を行う旨の通知をし、指導を行いました。現在、所有者の方で改善に向けて前向きに検討しているところです。方向としては、やはり費用の問題があり農地への復旧は難しそうですから、転用し宅地等として処分するという方法を含めて対応することになるかと思えます。

福澤委員

確かにあの土地では、農地に復旧するには多額の費用がかかると思われますが、国や県の補助金、または町から補助するということはできないのでしょうか。

事務局

当該耕作放棄地は、個人の所有地です。個人の農地に多額の公費を投入して農地に復元するということは、やはり難しいと思えます。耕作を放棄しても、町がなんとかしてくれるという意識が広まるのも問題があります。国庫補助金等もありますが、面積から算出した上限額は数十万円程度であり、当該耕作放棄地を農地に復旧するには数百万円単位の費用がかかると思われますから、とても賄いきれません。

あくまで、所有者の方が自分の責任でどのようにしたいかを考え、どこまでできるかということに尽きますので、町としては、それを助けるという形になります。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、他に意見がないようでしたら採決を行いたいと思えますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしの声によりまして、採決を行います。議案第33号、入善町農業委員会の平成23年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）並びに平成24年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）の決定に関する件について、本案を原案どおり採択することに決定いたしたいと思えますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり決定することといたします。

以上で本日の議題は全て終了いたしました。その他、何かご意見等はございますか。また事務局から何かお知らせはありませんか。

事務局

それでは、事務局から何点かお知らせいたします。

まず、富山県農業施策に関する政策提案活動の実施についてです。これは、毎年、富山県農業会議が、県内各市町村農業委員会からの農業に対する意見をとりまとめ、富山県知事に対して農業施策の提案をするものです。今年も昨年同様に、農業施策に関する幅広い意見を集約したいと思えますので、ご検討くださいますようお願いいたします。

次に、平成25年度農林関係税制改正要望の取りまとめについてです。

これには3つあり、1つは、適用期限の切れる特例措置について、継続の要望を行うものです。なるべく、具体的な適用実績件数や金額を示して要望することになっています。

もう1つは、特に、農業経営基盤強化準備金に関する要望です。対象となる固定資産の拡大や、積立年数の拡大、対象者の拡大といった要望が考えられると思えます。

そして、社会保障・税一体改革に関する問題点と要望についてです。これは、消費税率の引き上げに関して、相続税の課税強化についてとなります。どれに関する要望でも構いませんので、ご意見をよろしくお願いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

政策提案については、入善町農業委員会では、毎年行っていますが、今年の提案では、人・農地プランに関するものを入れていただきたいと思います。

税制改正要望については、ここ何年間か要望し続けていますが、農業経営基盤強化準備金の取り崩しに関して、今年も要望したいと思います。既に対象となっている動産に加えて、不動産も対象にしてもらいたいという要望です。トラクターはよいが、建物は対象外というこの問題に関しては、農林水産省が実現に前向きでも、財務省との協議の中でまとまらず、実現しないようです。とにかく、要請しなければ何も変わりませんので、今年も同様の要望を行いたいと思います。

福澤委員

この場ですぐには意見がまとまらないと思いますので、後で提案や要望が思いついた場合には、どうすればよいでしょうか。

事務局

お電話等で構いませんので、事務局にご連絡くださいますようお願いいたします。

さて、最後に、お配りしております「農業委員活動記録セット」についてです。毎年お配りしているものですが、「農業委員活動記録簿」と「相談カード」がセットになっています。「地域の農地と担い手を守り活かす運動」の中で、農業委員の日常の相談活動等の記録を徹底するため、ぜひ活用していただきたいと思います。いずれ、相談内容や件数を集計することになると思いますので、よろしく願いいたします。

議長（鍋嶋 太郎）

では、他にご意見等はございませんか。

小森委員

私から一言よろしいでしょうか。

先月、土地改良区の理事の交代がありましたが、農業共済組合の理事にも交代があり、私はこの度、理事を交代することになりました。これにより、農業共済組合の推薦としての農業委員の職も、今月までとなります。1期3年間という短い間でしたが、これまで本当にありがとうございました。

議長（鍋嶋 太郎）

本当にご苦労様でした。

議長（鍋嶋 太郎）

他にご意見等はございませんか。

（全員 意見なし）

議長（鍋嶋 太郎）

では、他にご意見がないようですので、これをもって第10回入善町農業委員会を閉会いたします。次回は、6月4日 月曜日、午後1時30分から行います。

（閉会 午後2時55分）